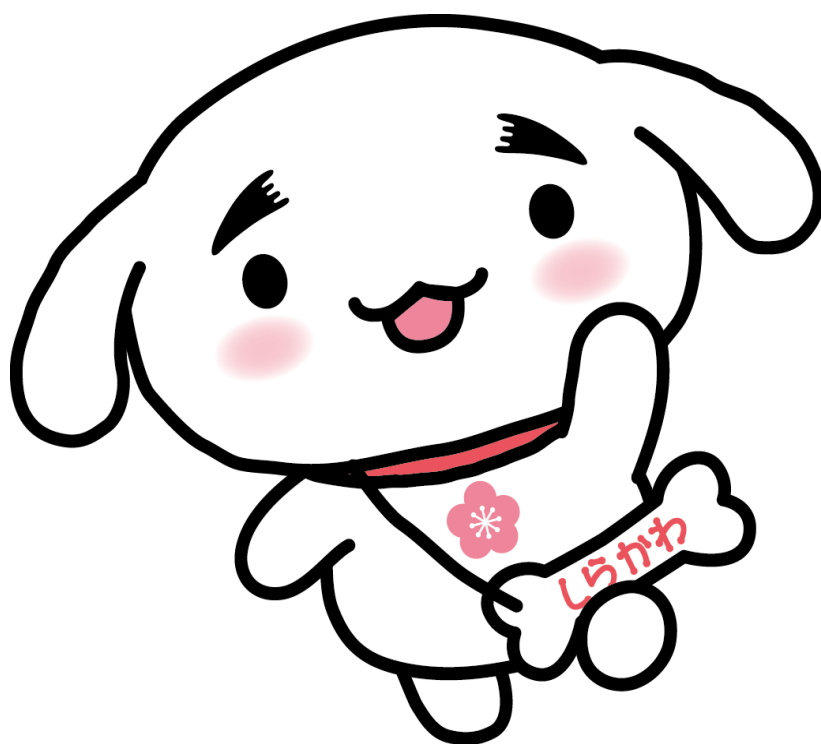


令和6年度
白河市放課後児童クラブ
入会案内



<放課後児童クラブとは>

放課後に保護者の就労等で家庭が留守になり家庭保育が困難な児童を対象に、適切な「遊び」と「生活」の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的とした施設です。

目次

1. 放課後児童クラブ一覧	・・・	1 ページ
2. 開所日・閉所日	・・・	2 ページ
3. 利用要件	・・・	2 ページ
4. 入会申込み受付期間	・・・	2 ページ
5. 申込方法	・・・	3 ページ
6. 申込から入会までの流れ	・・・	4 ページ
7. 児童クラブの退会	・・・	4 ページ
8. 利用者負担額および保育料のお支払い	・・・	5 ページ
9. 入会調整の基準	・・・	6 ページ
10. その他の注意事項等	・・・	6 ページ
11. よくある質問 (Q&A)	・・・	7 ページ



《 1. 放課後児童クラブ一覧 》

公設児童クラブ

小学校	児童クラブ名称	所在地	電話番号
白河第一小学校	白一小児童クラブ	小学校内空き教室	24-0907
白河第二小学校	白二小児童クラブ	小学校敷地内（専用建物）	24-3380
白河第三小学校	白三小児童クラブ	小学校内空き教室	31-2340
白河第四小学校	おおぬま児童クラブ	小学校敷地内（専用建物）	27-4262
白河第五小学校	しらさか児童クラブ	小学校敷地内（専用建物）	28-3974
	しらさかあったか児童クラブ	十三原道上 3-21（旧情報センター内）	24-4041
小田川小学校	こたがわ児童クラブ	泉田大久保 88（市民センター内）	24-6586
五箇小学校	五箇小児童クラブ	小学校内空き教室	29-2875
関辺小学校	せきべ児童クラブ	小学校敷地内（専用建物）	24-2585
みさか小学校	みさか小児童クラブ	小学校敷地内（専用建物 2 か所） および小学校体育館内	58-1320
表郷小学校	表郷小児童クラブ	小学校内空き教室	32-2509
大信小学校	大信小児童クラブ	小学校内空き教室	46-2230
	大信小第二児童クラブ※	旧大屋小学校敷地内（専用建物）	46-3824
釜子小学校	かまこ児童クラブ	東釜子熊ノ森 36-7（専用建物）	34-2118
小野田小学校	小野田小児童クラブ	小学校体育館内	34-1150

※ 大信小第二児童クラブをご利用の方は、大信小から児童クラブまでスクールバスの送迎があります。

民間児童クラブ

小学校	児童クラブ名称	所在地	電話番号
白河第三小学校	学び舎	八百屋町 14-3	23-5978
	学び舎プラス*	束前町 1-74	

※民間児童クラブの利用をご希望の方は、入会要件や申込方法等は各施設に直接お問合せください。

※4年生以上のお子様で公設の児童クラブの入会が保留となったお子様の利用料については、市から一部補助があります。各施設または担当課までお問合せください。

《 2. 開所日・閉所日 》

開所日	平日（登校日）	放課後から午後 7 時 00 分まで
	土曜日・長期休暇	午前 7 時 30 分から午後 7 時 00 分まで
閉所日	日曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日） このほか、災害や感染症、事故・事件等により臨時的に閉所する場合があります。	

※土曜日は開所していない児童クラブもあり、近隣の児童クラブにて合同でお預かりしています。

《 3. 利用要件 》

保護者が下記の理由に該当し、要件を満たすご家庭の児童が対象になります。該当しない場合は、家庭保育または民間の預かり施設の検討をお願いします。

保護者とは、父母・養育者のほか、同居・隣接地・道向かいなど近隣に住む祖父母も含まれます。

理由	要件	預かり期間
就労※1	平日午後 2 時以降かつ 3 日以上勤務している	就労期間中
出産	出産予定日が記載された母子健康手帳を所有している	産前 6 週～産後 8 週
育休	育休により会社を休んでいる	育休期間中
病気・ケガ	病気やケガにより家庭での保育が困難である	医師の診断する期間
入院・通院	入院及び通院のため放課後に留守家庭となる	その期間中のみ
障がい※2	心身に重度の障がいがあり、家庭での保育が困難である	医師が診断する期間
介護	親族の介護を平日午後 2 時以降に 3 日以上行っている	介護を要する日のみ

※1 家庭菜園は「農業」とみなすことができませんので、就労には該当しません。

※2 家庭保育が困難であることの証明（医師の診断書等）が必要です。

祖父母の方で体調等により家庭保育が困難な場合はご相談ください。

《 4. 入会申込み受付期間 》

書類配布	令和 5 年 11 月 1 日（水）から令和 6 年度末まで
4 月入会申込み受付期間	令和 5 年 11 月 6 日（月）から令和 5 年 11 月 30 日（木）まで
年度途中でのお申込み	入会希望日の 2 週間前まで

入会案内および申込書類は、こども育成課および各庁舎地域振興課窓口、各児童クラブで配布しています。また、書類配布日より白河市ホームページからダウンロードすることもできます。

**次頁の書類に不備や不足がある場合は、申込完了とはなりません。
提出の前に必ず再度ご確認ください。**

《5. 申込み方法》

【書類提出先】

申込種別	提出先	電話番号
新規申込※	本庁こども育成課 各庁舎地域振興課	本 庁 28-5525 表郷庁舎 32-2113 大信庁舎 46-2114 東 庁 舎 34-2113
継続申込	各児童クラブ	1 頁をご覧ください

※兄弟姉妹が継続申込をする場合は、各児童クラブでも受付が可能です。

【必要書類】

利用する理由	提出書類	添付書類
—	入会申込書	全員共通
就労（被雇用者の方）	就労証明書	変則的な勤務の場合は勤務予定表など
就労※1 会社代表者、個人事業主、農業、自営業、家族従業員の方	従事証明書	令和4年分の確定申告書の写しまたは、 令和4年分の源泉徴収票の写しのいずれか ※入会前までに令和5年分の提出が必要です
出産	理由書	出産予定日の分かる母子健康手帳の写し
育休	就労証明書	※就労証明書については育休期間の記載のあるもの
病気・ケガ	理由書	保育が困難であることを証明する医師の診断書 や病院の書類等
入院・通院	理由書	保育が困難であることを証明する医師の診断書 や病院の書類等
障がい	理由書	心身障がいであることがわかる書類 保育が困難であることを証明する医師の診断書 や病院の書類等
介護	理由書	介護保険被保険者証の写しまたは 介護が必要であることを証明する医師の診断書 や病院の書類等

※1 事業を始めて間もない方や、これから事業を始める方で確定申告書や源泉徴収票がない場合は、営業許可証や事業開始届等の公的書類を添付してください。

診断書について：医師の診断書は病名等だけではなく、保育が困難なことを証明する内容が必要です。

上記以外の理由について：お申込み時に担当までご相談ください。家庭保育が困難なことを証明する各種書類等の提出は必須です。

《6. 申込みから入会までの流れ》

【入会承諾の場合】

利用開始日	通知時期		入会説明
令和6年4月から (春休みを含む)	1～3年生	令和6年1月末まで	2月中旬から3月中旬まで
	4～6年生	令和6年2月末まで	3月下旬まで
令和6年5月以降	申込後1週間程度または 利用開始日の3週間前まで		通知到着から入会前日まで
夏休み以降の長期休暇	長期休暇の3週間前まで		通知到着から入会前日まで

【入会保留の場合】

利用開始日	通知時期		再通知
令和6年4月から (春休みを含む)	1～3年生	令和6年1月末まで	保留となった後も入会調整は 継続して行いますので、入会 が可能となった時点で承諾通 知を発送いたします。
	4～6年生	令和6年2月末まで	
令和6年5月以降	申込後1週間程度または 利用開始日の3週間前まで		
夏休み以降の長期休暇	長期休暇の3週間前まで		

《7. 児童クラブの退会》

【入会要件を満たさない場合】

入会要件を満たさなくなった場合は、児童クラブの利用は認められませんので、退会していただくようになります。退会届の提出および所定のお手続きが必要ですので、退会日が決まり次第、児童クラブまたは担当課までご連絡ください。

退会届の様式は、児童クラブおよび担当課で配布、またはホームページからダウンロードできます。

【その他の事由】

入会要件を満たしていても、以下のいずれかの事由に該当する場合は、年度の途中でも退会または利用を一部制限させていただくことがあります。

- ① 他の児童または職員に対し、危険を及ぼす行為が継続する児童
- ② 正当な理由なく保育料を90日以上滞納し、または3月分連続で滞納している場合
- ③ 児童または保護者において、市および各児童クラブで定められている利用上のルールを守れない状況が続く場合
- ④ 提出書類に虚偽の内容があると認められる場合
- ⑤ 感染症疾患にかかるまたはそのおそれがあるとき
- ⑥ その他市長が児童クラブの運営上支障があると認める場合

≪ 8. 利用者負担額及びお支払い方法 ≫

【利用者負担額】

料金種別	対 象	金 額	備 考
保育料	小学校在籍の年長者	月額 3,000 円	年長者の小学校卒業後は、2 人目の児童が年長者となる
	小学校在籍の 2 人目	月額 1,500 円	
	小学校在籍の 3 人目以降	無料	
減免制度	ひとり親家庭医療費助成対象世帯	保育料の半額	別途申請が必要
	生活保護世帯	無料	
共済保険料	全員共通	年額 600 円	月割り制度なし
保護者会費 おやつ代等	全員共通	—	保護者会の取り決めによる

【納期・お支払い方法】

料金種別	お支払い方法	納 期
保育料	口座振替	当月末に口座振替でのお支払い (月末が金融機関の休業日の場合は翌営業日) ※12 月分については 25 日
共済保険料	現金払い	入会前日までに児童クラブへ現金でお支払い
保護者会費おやつ代等	保護者会の取り決めによる	

※ 承諾通知書に同封の口座振替依頼書を、市内に本支店のある金融機関にご提出ください。なお、金融機関に提出してから市で登録が完了するまで数日かかりますので、登録が間に合わない場合は、納付書をお送りします。市役所窓口または指定金融機関でお支払いください。

また、既に口座登録のある世帯には同封いたしません。代表保護者が変更となる場合は新たに登録が必要ですので、お申込時にその旨をお伝えください。

【保育料の日割り制度】

月途中で入退会した場合、保育料の月額が日割り計算されます。以下のとおり取り扱いますので、ご注意ください。

入退会日	保 育 料	お支払いについて
2 日以降の入会	入会日から月末までの日割り	日割りされた金額を納付
19 日までの退会		
20 日以降の退会	1 日から退会日までの日割り	全額を納付した後、翌月以降に日割り額を登録口座に還付

《 9. 入会調整の基準》

申込を受付後、児童クラブの定員や支援員の配置状況による入会の可否等の入会調整を行い、入会時期を決定いたします。結果によっては、入会保留となり、ご希望に沿えない場合もあります。

入会調整基準（優先順）	備 考
1. 学年の低い児童	兄弟姉妹で申込みをしている場合、学年の低い児童のみ承諾となる場合があります。
2. ひとり親世帯、生活保護世帯	ひとり親家庭医療費助成対象世帯には限りません。
3. 留守家庭になる時間が長い世帯	提出いただいた就労証明書等を基に判断いたします。

上記の事項は、競合した場合に優先されやすい基準であり、最優先として取り扱うものではありません。あらかじめご理解ください。

なお、入会調整時に児童クラブ保育料の滞納がある世帯は、いかなる場合でも入会を承諾することはできません（既に退会した兄弟姉妹の滞納分を含みます）。

《 10. その他の注意事項等》

- ① 集団生活に不安がある児童や個別に配慮が必要な場合は、お子様が生活する場として適切かどうかを判断していただくため、お申込みの前にお子様と一緒に児童クラブ内を見学することができます。見学する際は事前に児童クラブへお問合せのうえ日程の調整をお願いします。
- ② 放課後等児童デイサービスやその他の児童預かり施設との併用も可能です。他の預かり施設等の利用が決まっている方や併用を検討している方は、お申込み時にお伝えください。
- ③ 児童クラブの利用時間は「勤務時間 + 移動時間」が原則です。特別な事情がない限り帰宅時間が最も早い保護者がお迎えをお願いします。お買い物やその他用事はお迎えの後をお願いします。
- ④ 児童クラブでは、児童の安全のために出欠やお迎えの時間、帰宅方法を管理しています。いつもと違う方のお迎えや、残業等で遅くなる場合は、必ず事前に児童クラブに連絡してください。伝え漏れや誤解を防ぐため、お子様を通じてではなく、保護者から直接連絡をお願いします。
- ⑤ 感染症等により児童が在籍する学級・学年が閉鎖となる期間については、児童クラブが開所していても利用できません。感染拡大を防ぐための措置であることから、ご自宅で過ごしていただくようになります。なお、状況によっては児童クラブを臨時的に閉所する場合があります。
- ⑥ 台風や大雪等の自然災害により小学校が臨時休校の場合でも、原則として児童クラブは開所しますが、児童の安全確保のため保護者による送迎が条件となります。また、大規模災害の恐れがある場合や、児童クラブに被害が生じている場合等は、あらかじめ児童クラブを開所しないことがあります。

《 1 1. よくある質問 (Q&A) 》

- Q1 無職の祖父母が同居しているが高齢のため保育ができません。児童クラブの利用はできますか？
- A1 留守家庭にならないので、要件に該当せず利用はできません。疾病や障がい、介護等が理由で保育ができない場合は、理由書と医師の診断書や各種手帳等の提出が必要です。なお、診断書等はないが体調等により保育できない場合はご相談ください。
- Q2 午前中のみパートで働いています。長期休業期間中だけ児童クラブの利用はできますか？
- A2 長期休業期間のみのお申込みが可能です。なお、入会調整時（長期休業の3週間～1ヵ月前）に定員に余裕がない場合は入会を承諾することができません。
- Q3 児童クラブで宿題を終わらせてほしいのですが、確認してもらえますか？
- A3 習慣付けとして学習の時間を設けていますが、児童クラブは学習や教育を目的とした施設ではありませんので、支援員が直接勉強を教えたり宿題を強制したりすることはありません。宿題の進捗や内容の確認はご家庭でお願いします。
- Q4 明日から仕事を始めます。すぐに利用できますか？
- A4 申込み受付後に入会調整を行い、承諾から利用までに所定の手続きがありますので、最低でも2週間程度を見込んでおります。その期間を考慮して求職してください。なお、定員に余裕がない場合はお申込みが完了していても入会保留になることがあります。
- Q5 通院のため仕事を休みます。児童クラブは利用できますか？
- A5 児童を連れて行けない状況であれば利用を認めます。後日、病院のレシートなど通院したことが分かる書類の提出が必要です。
- Q6 夜勤明けで自宅にはいますが、寝ている時間です。児童クラブは利用できますか？
- A6 留守家庭にならないため家庭保育を原則としますが、休養は必要であるため柔軟に対応します。夜勤明けであることが分かるシフト表の提出を求めることがあります。
- Q7 農業の手伝いをしており、家庭保育が困難です。児童クラブは利用できますか？
- A7 放課後の時間帯の就労でなければ児童クラブの利用はできません。確定申告書または源泉徴収票の提出がなければ、就労とみなすことはできません。
- Q8 1日だけ利用することはできますか？
- A8 公設の児童クラブでは1日のみのお預かりは行っておりません。民間の児童クラブやその他の預かり施設等の利用の検討をお願いします。

Q9 就労等の関係により、月の利用回数が少なかった場合、料金の減額はありますか？

A9 月の利用回数が少なかった場合でも料金の減額はありせん。

また、開所日については児童の利用予定がない場合でも急な利用に対応できるよう準備しております。

児童クラブは、限られた施設・環境の中で
少数の支援員で運営しています。
利用上のルールをご理解いただくとともに
皆さまのご協力をお願いいたします。



〈白河市保健福祉部こども未来室こども育成課〉